

社会保険事務講習会質問事項（令和7年9月17日・庄内）

I 全国健康保険協会山形支部への質問事項

番号	質 問 事 項	全国健康保険協会山形支部からの回答
1	12月2日以降、健康保険証が使用できなくなる時に、回収の義務はありますか？各自で廃棄でしょうか？	各自廃棄してください。
2	既にマイナ保険証を使用している方のブルーの健康保険証は回収対象になりますか？（お知らせは届きますか？）	12月1日以前に退職等により資格を喪失される方は回収対象です。
3	退職する人の場合、マイナンバーカードはどうするのか？一度預かるのか？	マイナンバーカードは預かる必要はありません。ただし、資格確認書（黄色）は回収してください。資格情報のお知らせ（白色）は各自廃棄となります。 ※資格確認書はマイナ保険証が使用できない場合に発行される黄色のプラスチックカード、資格情報のお知らせは加入者全員に配付されている白色の紙カードです。
4	埋葬費の申請について、事業主の方から案内した方がいいのか？	事業所様からぜひご案内をお願いいたします。 （自動の申請案内は送付されません）